

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	三石工務所	代表者氏名	三ツ石 克穂
主たる営業所の所在地	飯田市山本3456番地4		
許可番号	長野県知事（般-27） 第16187号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、舗、水

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和元年6月6日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項		
処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し）			
処分の原因となった事実	代表者死亡		
三石工務所の代表者である三ツ石克穂は平成30年2月6日に死亡した。 このことは、建設業法第29条第1項第4号に該当する。			
その他参考となる事項			